

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12

ネイチャーポジティブ経済移行戦略  
～自然資本に立脚した企業価値の創造～  
(案)

環境省  
農林水産省  
経済産業省  
国土交通省

13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32

はじめに

- 生物多様性COP15にて採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2050年のゴールとして「自然と共生する世界」が、その中間目標である2030年ミッションとして「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急行動をとる」ことが、それぞれ掲げられた。2030年ミッションは、2021年6月のG7で合意された「ネイチャーポジティブ（自然再興）」と同趣旨の概念である。
- この新たな国際約束の達成のため、2023年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」（以下「生物多様性国家戦略」という。）が閣議決定された。同戦略の中で、2030年ミッションを達成するための「5つの基本戦略」を掲げており、その基本戦略3に「ネイチャーポジティブ経済の実現」が位置付けられている。
- この基本戦略3における重点施策として、ネイチャーポジティブ経済移行戦略が位置付けられており<sup>1</sup>、2022年3月から、環境省で設置したネイチャーポジティブ経済研究会において議論を行ってきた。
- 「ネイチャーポジティブ経済」とは、生物多様性国家戦略において定義されているように、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済である。個々の企業<sup>2</sup>が自社の価値創造プロセスにおいて自然の保全の概念を取り込み（ネイチャーポジティブ経営）、また、そうした企業の取組を消費者や市場等が評価することを通じ、自然や生態系への配慮や評価が組み込まれるとともに資金の流れの変革等がなされた経済社会を意味する。
- IIRC（国際統合報告フレームワーク）の価値創造フレームワークでも示されているように、企業は6つの資本を持つ。自然資本<sup>3</sup>もこの中のひとつであり、企業の経営は自

<sup>1</sup> 生物多様性国家戦略 2023-2030（令和5年3月31日閣議決定）（抄）

3-1-2 ネイチャーポジティブ経済研究会

2022年3月に立ち上げたネイチャーポジティブ経済研究会を通じて、ネイチャーポジティブとビジネスに関する国際及び国内の状況分析及びそれらを踏まえた我が国としてのビジョンや戦略の策定を行い、民間企業による生物多様性・自然資本の保全及び持続的利用に関する取組を促進する。（目標）2023年度内にネイチャーポジティブ経済の実現に向けたビジョン及び道筋を示したネイチャーポジティブ経済移行戦略（仮称）を策定する。

<sup>2</sup> 本戦略における企業は、農業を営む個人の農業経営体などを含む、経済活動を行う主体を指す。

<sup>3</sup> 生物多様性・自然資本・生態系サービスのそれぞれの意味は以下の通りであるが、本戦略内では、企業価値との関係を明らかにする観点から、他文書からの引用や特に意味を特定する必要がある場合を除いて単に「自然資本」と記す。

33 然資本に依存するとともに、その活用等により新たな価値創造の機会を得ることもで  
34 きる。

35 ○ 個々の企業がこうしたネイチャーポジティブ経営に移行するためには、自然資本が事  
36 業活動にとってリスク・機会の両面でマテリアルなものであるとの認識のもと、企業  
37 の価値創造プロセスの中に自然資本の保全の概念を組み込むことが必要である。

38 ○ そのため、本戦略では以下の3点を示す。

39 **① 企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例**

40 自然資本の保全及び持続的利用に取り組むことが、事業や組織のレジリエンス・持  
41 続可能性向上を通じて企業の価値創造に結びつくことを示す。また、リスクへの適  
42 切な対応や自然資本の保全や活用にあ資する技術を活用した新規事業開発等によりビ  
43 ジネス機会を得た事例を紹介するとともに、その推計市場規模を示す。

44 **② ネイチャーポジティブ経営への移行に当たっての行動指針**

45 移行に当たって満たすべき要素を掲げることで、企業の行動指針（何をゴールとし、  
46 何に留意して取り組むか、等）を示す。

47 **③ 国の施策によるバックアップ**

48 企業の価値創造プロセスへの自然資本の保全の概念の組み込みを関係省庁が連携し  
49 て支援することについて、価値創造プロセスの各ステップにおける具体の施策例と  
50 ともに示す。

51 ○ なお、企業がネイチャーポジティブ経営を進める上での個別のプロセス（体制づくり、  
52 計画づくり等）については生物多様性民間参画ガイドライン（2023年4月第3版発行）  
53 に記載しており、いわば本戦略は生物多様性国家戦略と当該ガイドラインを繋ぐもの  
54 である。

55

56

---

・生物多様性：人間などの動物や、植物や菌類などの微生物まで、地球上に生息するすべての生物の間に違いがあること。生物多様性が豊富であるほど地球がレジリエントになることは、事業活動において、ポートフォリオにおける多様性がリスクと不確実性を低下させ、レジリエンスを高めることと同様。

・自然資本：地球上の再生可能／非再生可能な天然資源（例：植物、動物、大気、土壌、鉱物）のストックを意味し、生態系、景観、空気等を含む。

・生態系サービス：生態系が自然にもたらす恵み。自然資本から発生するフロー。

## 57 1. ネイチャーポジティブ経営への移行の必要性 ～社会経済途絶リスクからの脱却と企 58 業価値の創造～

59

### 60 (現状分析と移行の必要性)

- 61 ○ 豊かな生物多様性に支えられた自然資本は、人間が生存するために欠かせない安全な  
62 水や食料の安定的な供給に寄与するとともに、防災減災など暮らしの安全・安心を支  
63 え、さらには地域独自の文化を育む基盤となる恵みをもたらすなど、豊かな社会の礎  
64 となっている。
- 65 ○ 一方、多くの経済活動が自然資本に依存しており、かつ自然資本は継続的に劣化して  
66 いることが報告されている。
- 67 ○ 例えば、2020年に公表された世界経済フォーラム（WEF）の試算によれば、世界の総付  
68 加価値額のうち、少なくとも44兆米ドル（世界の総GDPの半分）以上が強く自然資本  
69 に依存しており<sup>4</sup>、このことは自然資本の劣化が社会経済の持続可能性に対する明確な  
70 リスクとなっていることを示している。
- 71 ○ 自然資本の劣化の状況としては、例えば、生物多様性に関する指標であるLPI（Living  
72 Planet Index）を利用した試算では、2018年の段階で1970年比で69%劣化している<sup>5</sup>。
- 73 ○ 自然資本への依存とその損失による経済へのリスクの具体的な例としては、原材料の  
74 調達が叶わなくなること、ミツバチなど花粉を運ぶ昆虫への影響<sup>6</sup>、侵略的外来種の侵  
75 入による経済的コストの増大<sup>7</sup>等が挙げられる。世界では自然関連リスクへの適切な対  
76 応がなされなかったことにより企業が現に経済的損失を被った例も生じている。<sup>8</sup>
- 77 ○ したがって、社会経済活動を持続可能とするためには、ネイチャーポジティブ経営  
78 （自然資本の保全の概念を取り込んだ経営）への移行が必要であり、気候変動ととも  
79 に持続可能な社会への変革に必要なものとして、既に世界の企業や国が大きく動き出  
80 している。

81

### 82 (企業の技術力の発揮と価値創造)

- 83 ○ 企業は自然資本に負荷を与えるのみならず、その技術の開発・活用、市場への製品供  
84 給等を通じ、自然資本の保全・回復<sup>9</sup>に貢献する力も持つ。既に気候変動対策や資源利  
85 用に伴う環境負荷の低減等の分野において、企業の技術力等が発揮され、企業の価値  
86 創造にもつながっている現状に鑑みれば、自然資本の保全・回復に関しても、企業に  
87 よるソリューションの提供がネイチャーポジティブ実現の推進力となることが十分に  
88 期待できる。
- 89 ○ その際、地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）<sup>10</sup>において描写されているように、

<sup>4</sup> 出典：自然関連リスクの増大：自然を取り巻く危機がビジネスや経済にとって重要である理由（2020年、世界経済フォーラム）

<sup>5</sup> 出典：LIVING PLANET REPORT 2022（2022年、WWF）

<sup>6</sup> 出典：「日本の農業における送粉サービスの経済価値評価（2016年、農業環境技術研究所）」

[https://www.naro.affrc.go.jp/archive/niaes/sinfo/result/result32/result32\\_70.html](https://www.naro.affrc.go.jp/archive/niaes/sinfo/result/result32/result32_70.html)

<sup>7</sup> 出典：「侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価報告書」（2024年、IPBES）<https://zenodo.org/records/10521002>

<sup>8</sup> 出典：BloombergNEF「When the Bee Stings: Counting the Cost of Nature-Related Risks」

<sup>9</sup> 損失した自然を植林等により回復させること、又は自然がもつ回復力を発揮させることを指す。

<sup>10</sup> 2020年9月生物多様性条約事務局

90 ネイチャーポジティブの実現には、希少な自然の保全等のいわゆる狭義の「自然環境  
91 保全」に止まらず、気候変動対策の推進、循環経済の実現、化学物質対策等の取組の  
92 総動員が必要である。言い換えれば、企業がこれらの取組を講じていれば、それはす  
93 なわちネイチャーポジティブへの道を歩み始めているということである。

- 94 ○ なお、ネイチャーポジティブ経済への移行と炭素中立、循環経済への移行の間には、  
95 ポジティブな相乗効果（シナジー）が発生し得、またネイチャーポジティブ経済への  
96 移行と炭素中立への移行との間にはネガティブな副次的効果（トレードオフ）も発生  
97 し得る。このことを考慮することにより、効果的に取組を進めることが可能となる。
- 98 ○ 留意すべき点として、事業活動における自然資本への影響に関して気候変動への対応  
99 とは大きく異なる点として、同じ活動であっても場所によってその影響が異なること、  
100 また各場所の自然資本は唯一無二であるため、ある場所における影響を他の場所の回  
101 復等で真に相殺することはできないことが挙げられる。
- 102 ○ 例えば、諸外国と異なる我が国の状況として、地方において人口減少・高齢化等によ  
103 り里地里山の管理の担い手が不足し自然資本が十分に管理・活用されないことが自然  
104 資本の損失の要因の一つとなっているところ、日本国内の自然資本への価値付けを通  
105 じて持続的な保全及び活用を実現することは、暮らしや文化、ひいては国力の基盤の  
106 確保に繋がる。
- 107 ○ また、国外の自然資本に資源・生産活動の大半を依存しているのも我が国の特徴のひ  
108 とつである。したがって、国内で事業活動を行う企業であっても、商社等を通じた原  
109 材料の輸入により国外の自然資本へ依存している場合もあることから、グローバルな  
110 バリューチェーンの観点から自然資本への負荷低減の取組を進めていく必要がある。

111  
112

113 2. **ネイチャーポジティブ経営への移行に当たっての行動指針 ～自然資本の保全を**  
114 **企業の価値向上に結びつけるために～**

115  
116 **(1) ネイチャーポジティブ経営と企業の価値創造プロセス**

- 117 ○ 前述の通り、本戦略では、個々の企業による行動変容（ネイチャーポジティブ経営へ  
118 の移行）と、その総体としての資金の流れの変革を通じた、ネイチャーポジティブ経  
119 済への移行を企図している。
- 120 ○ 企業は既にサステナビリティ経営、ESG 投資等の文脈で、自社にとってマテリアルな非  
121 財務的価値を価値創造プロセスに取り入れる努力をしている。自然資本についても、  
122 自社の自然資本への依存や影響、機会創出の可能性を正しく捉え、マテリアルと判断  
123 したものを取り込んでいくことが、新たな企業価値創造に結びつく。
- 124 ○ その過程で、バリューチェーンにおける自然資本への負荷の把握のためのトレーサビ  
125 リティの確保や自然資本の損失回避等の対応は、調達リスクや災害リスクに対する企  
126 業のレジリエンス向上の面からも事業の持続可能性の向上につながる。また、機会に  
127 着目した新規事業開発などの価値創造ストーリーも投資家へのアピールとなる。自社  
128 のリスクへの対応の過程で培った経験や技術などは、製品・サービスとして提供する  
129 ことで他者のリスク対応に転用することができ、これが新たな事業領域となる可能性  
130 もある。
- 131 ○ 世界では、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）等を通じた情報開示により  
132 民間資金の流れの変革が目指す動きが生じ始めており、こうした動きが世界的に広が  
133 れば、企業にとっては、ネイチャーポジティブ経営に係る情報開示を通じて、資金の  
134 呼び込みや顧客獲得等が期待できる。また、地域住民との対話によって、地域におけ  
135 る継続的・安定的な事業運営・市場獲得等の実現も期待できる。
- 136 ○ TNFD 等による情報開示やそれを用いた投資家や地域との対話を通じて価値創造スト  
137 ーリーを磨き上げることにより、自然資本への取組という非財務的な価値が株価の向  
138 上や PBR（株価純資産倍率）の改善を始めとする財務的価値につながる可能性がある。
- 139 ○ こうした価値創造プロセスの実現を支える基盤となるのが、DX（デジタルトランスフ  
140 ォーメーション）の進展、科学的知見の充実、国際社会における適切な評価、消費者  
141 を含む取組機運の醸成・維持である。これらの基盤が価値創造プロセスの実現を支え  
142 るのみでなく、プロセスの各ステップから生まれる知見・技術等が、またそれらの基  
143 盤の強化に繋がるという流れもある。

144  
145 **(2) 価値創造プロセスの実現に当たっての行動指針**

- 146 ○ 自然資本の保全の概念を取り込んだ企業の価値創造プロセスの実現に当たっては、い  
147 くつか押さえておくべき要素（行動指針）がある。これらが満たされることで、投資  
148 家等から取組が評価されやすくなり、効果的な価値創造が可能となる。

149 **【要素 1】まずは足元の負荷の低減を**

150 取組に当たっては、いわゆる「ミティゲーション・ヒエラルキー<sup>11</sup>」の考え方に則  
151 り、まずは事業活動から自然資本への負荷の回避・低減を十分に検討した上で、そ  
152 れに加えて自然資本にポジティブな影響を与える取組を検討すること。

#### 153 【要素2】 総体的な負荷削減に向けた一歩ずつの取組も奨励

154 企業の事業活動全体からの負荷について、総体的な把握・削減を目指すこと。同  
155 時に、事業活動と自然資本との関係を踏まえつつ、まずは事業の一部分から着手す  
156 ることも奨励されること。

#### 157 【要素3】 損失のスピードダウンの取組にも価値

158 自然資本に直接にポジティブな効果を生む取組でなくとも、自然資本への負荷の  
159 低減もネイチャーポジティブに資することから、各企業とそのバリューチェーンに  
160 において、負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然資本への貢献の最大化を図  
161 ることにより、自然の回復力も含めたネイチャーポジティブの実現を目指すこと。

#### 162 【要素4】 消費者ニーズの創出・充足

163 消費者ニーズを適切に把握するとともにそうしたニーズを創出し、ネイチャーポ  
164 ジティブに資する製品・サービスを市場に提供すること。

#### 165 【要素5】 地域価値の向上にも貢献

166 ネイチャーポジティブ経営が、地域の生物多様性の保全と地域課題の解決に寄与  
167 すること。特に開発行為等により自然資本への負荷を及ぼす可能性がある場合には、  
168 負荷低減の取組等について、自主的な環境アセスメントも含め、地域住民等との丁  
169 寧な対話を通じてトレードオフの回避やシナジーの創出を目指すこと。

- 170 ○ なお、5. で後述するように、上記の要素を満たしたとしても、個々の企業の努力の  
171 みでネイチャーポジティブ経営に移行することは難しい。国の施策によるバックアッ  
172 プ、連帯した力の発揮等により、自然資本の保全の概念を社会全体にも取り込んでい  
173 く必要がある。

174  
175 <コラム>自然資本の保全の概念を経営に取り込むのに必要な評価指標に関する議論の経緯及び見直し  
176 自然資本への負荷を定量的に評価する指標については、COP10以降様々な機関や研究機関、金融機関、  
177 イニシアティブで検討・開発されてきた。多くの事業者が活用できる共通の指標は未だ共有されていな  
178 い。一方で、使用目的を限定しかつ明確にし制約を理解した上であれば使用できる指標は複数提案され  
179 ている。参考資料集では、これまでに開発され一部先進的に活用されている指標群をフットプリント  
180 系、ライフサイクル影響評価系、生態系の状態を評価するものとしてまとめた。それぞれ改良を重ねな  
181 がら、全体としては、複数の環境課題や社会課題を統合的に評価する傾向にある。生物多様性の状態を  
182 評価・モニタリングする指標については、COP16に向けて議論が継続している。個別事業者にとって最  
183 も重要なことは、これらの動向や各指標の特徴を見定め、自社の事業形態、目的等に合わせて最適な指  
184 標を選択し、負荷分析や目標設定に活用していくことである。こうした自己分析は概して、個社の競争  
185 力の源泉となる。

<sup>11</sup> 出典：G7 富山環境大臣会合コミュニケ（仮訳）（2016年、環境省）

### 3. ネイチャーポジティブ経済移行後の絵姿 ～大企業の9割はネイチャーポジティブ経営に～

- ネイチャーポジティブ経済移行後の絵姿としては、個々の企業の価値創造プロセスの実現により、情報開示を通じ取組が投資家や地域に高く評価され、企業価値の向上と地域価値の向上に結びつき、取組がさらに促進されるという好循環が生まれている。
- 一般社団法人日本経済団体連合会、経団連自然保護協議会及び生物多様性民間参画パートナーシップの調査によれば、経営方針等に自然資本の保全の概念を盛り込んでいる企業会員の割合は、2009年度から2022年度までの13年間で39%から78%に大幅に増加している。TNFD等の情報開示の潮流を踏まえ、2030年には大企業<sup>12</sup>の9割が自然資本の保全の概念を経営に取り込んでいる状態となっている。
- 日本の99.7%を占める中小企業<sup>13</sup>においても、一部は大企業による国内外のバリューチェーン対応の中で、地域金融機関等からの対話・働きかけも相まって取組が促進されている。地域に根ざした経営を行っている中小企業が元々自然資本の持続的な利用を通じた経済活動を行っているような場合にも、地域経済循環や環境・社会・経済課題を同時解決する事業の実施といった地域循環共生圏の考え方が広まってきていることにより、こうした事業が再評価される社会経済基盤づくりが進んでいる。自社自身の事業活動による直接の影響が少ないと想定されるケースが多いため、中小企業においては自社の事業活動と自然資本との接点を見いだすのには、行政や金融機関など外部からの働きかけも有効である。<sup>14</sup>
- 中小企業も含めた裾野の広がりを目安として、ネイチャーポジティブ宣言<sup>15</sup>の宣言・賛同団体数が1,000団体となっている。
- このように幅広い企業がネイチャーポジティブ経営に移行し、またそうした企業の取組を消費者や市場等が評価することを通じ、自然や生態系への配慮や評価が組み込まれるとともに資金の流れの変革等がなされた経済社会が実現している。
- 上記により、自然資本に立脚した、GDPを超えた豊かな社会の礎が築かれている。

#### <コラム>地方公共団体の目標設定と金融機関

京都府においては、府が設定する二酸化炭素総量削減目標を達成した企業に対し、金利優遇等のインセンティブを付与するサステナビリティ・リンク・ローンである「京都ゼロカーボン・フレームワーク」が2023年1月に構築されている。自然の分野に関しても、事業活動による影響や効果の定量評価、バリューチェーン把握努力等の進展に応じて、サステナブルファイナンスを通じたバリューチェーン全体での取組促進につながる可能性があり、中小企業を含め取組の推進力となることが期待される。

<sup>12</sup> 経営理念・方針、サステナビリティ・環境方針等へ生物多様性に関する記載を行っている経団連企業会員の割合を指す

<sup>13</sup> 本戦略では大企業を除く中堅・中小企業のことを単に「中小企業」と記す。

<sup>14</sup> 日本商工会議所の調査（2023年度）によれば、事業活動と生物多様性との結びつきについて、「密接な関係がある」と認識している商工会議所の割合は約3割である。

<sup>15</sup> 2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）が2023年10月に呼びかけ開始。J-GBFは十倉経団連会長が会長を務める産官学民のプラットフォーム（事務局：環境省）。国民各界各層に行動変容を促すことのできる団体等で構成。省庁では、金融庁、消費者庁、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省が参画。現状の宣言団体数は25団体。

220 4. ネイチャーポジティブ経済への移行による効果 ～世界で生まれる年 1,372 兆円の  
221 ビジネス機会～

222

223 ○ ネイチャーポジティブ経営及びその総体としての経済への移行は、大きな社会・経済  
224 転換を伴うものであり、巨額の投資が必要となるとともに、大きなビジネス機会を生  
225 むことが見込まれている。

226 ○ 例えば、世界経済フォーラムの 2020 年の推計によると、ネイチャーポジティブ経済へ  
227 の移行による新たな機会創出のためには、全世界で年間約 368 兆円の投資が必要とさ  
228 れている<sup>16</sup>。

229 ○ 当該推計の内訳を見ると、絶対額としては、「インフラ・建設環境システム」が大きな  
230 割合を占める。投資額とそれにより生み出される機会額の倍率で見ると「食料・土  
231 地・海洋の利用」や「エネルギー・採掘活動」の倍率が大きい。

232 ○ さらに、同じく世界経済フォーラムの 2020 年の推計では、ネイチャーポジティブ経済  
233 への移行に伴い 2030 年時点で、全世界で年 1,372 兆円のビジネス機会が増加するとさ  
234 れている。この推計結果を我が国に当てはめて環境省で試算したところ、ネイチャー  
235 ポジティブ経済への移行に伴い、2030 年時点で、年 47 兆円のビジネス機会が新たに生  
236 まれると推計された<sup>17</sup>。

237 ○ ここで、当該試算額の 4 分の 3 以上が炭素中立（ネットゼロ）や循環経済（サーキュ  
238 ラーエコノミー）とも強く関連している。すなわち、前述の GB05 における描写同様、  
239 我が国企業がこれまで注力してきた気候変動対策・資源循環促進はいずれも、ネイチ  
240 ャーポジティブに向けた取組であったともいえる。

241 ○ ネイチャーポジティブ経済への移行と炭素中立、循環経済への移行の間にはシナジー  
242 もトレードオフも発生し得、このほか自然に関する価値同士の間、防災・減災、地域  
243 経済の活性化、健康等の社会に関する価値との関係でも、同様の考慮が必要となる。

244 ○ そもそも、ネイチャーポジティブや炭素中立、循環経済の実現の先には、究極的な目  
245 標である環境・経済・社会におけるサステナビリティの実現とそれを通じたウェルビ  
246 ーイングの向上がある。したがって、企業に加え、企業が創出し得るビジネス機会や  
247 経済的価値を評価する投資家・金融機関を始めとする全てのステークホルダーには、  
248 サステナビリティ全体に対する俯瞰的な視点が求められる。

249

250 (参考) ネイチャーポジティブ経済への移行が生み出す新たなビジネスチャンスの例に  
251 ついて (参考資料集)

252

<sup>16</sup> 出典： [New Nature Economy Report II : The Future Of Nature And Business](#) (2020 年、世界経済フォーラム) 本推計で示す機会額は、BAU の場合とネイチャーポジティブ経済への移行が行われた場合との差分を示すもの。

<sup>17</sup> 出典：第 5 回ネイチャーポジティブ経済研究会 資料 3 (2023 年、環境省)



253 **5. ネイチャーポジティブ経済への移行に向けた課題と対応 ～関係省庁の施策による**  
 254 **バックアップ～**

255

- 256 ○ 自然資本の保全の概念を取り込んだ価値創造プロセスを現実のものとするためには、  
 257 積極的に取り組む民間の動きを後押しするという政府としての明確な意思表示とともに  
 258 に、各分野における課題に対応する施策によるバックアップが必要である。これは、  
 259 自然の営みなしでは我々は水一滴手に入れることもできないことから明らかなよう  
 260 に自然の毀損は事業の途絶に直結するリスクであるにも関わらず、自然資本の保全・  
 261 再生に係る課題が他の社会課題・環境課題に比して劣後されがちなためである。
- 262 ○ これには、特に我が国のように国外の自然資本に資源・生産活動の大半を依存してい  
 263 る場合、その危機が直接に感知しづらいことが関係していると考えられ、現に自身の  
 264 事業活動と自然資本との接点に分かりづらいという声がある<sup>18</sup>。また、国内についても  
 265 日本は豊かな自然に恵まれているという認識が根強く、危機感を感じづらいとも考え  
 266 られる<sup>19</sup>。
- 267 ○ こうした背景はありつつも、自然資本の保全・回復に取り組まないことによるリスク  
 268 を正しく認識して対応し、取り組むことによる機会を捉えられるような環境を整備す  
 269 ることが、日本企業の国際競争力強化に繋がる。
- 270 ○ 政府内でも、ネイチャーポジティブに関連する施策展開が各分野において活発化して  
 271 いる。例えば、農林水産省による「みどりの食料システム戦略」（2021年5月）及び当  
 272 該戦略を実現するための法制度である「みどりの食料システム法<sup>20</sup>」に基づく施策展開  
 273 や、「森林・林業基本計画」（令和3年6月）に基づく「伐って、使って、植えて、育  
 274 てる」森林資源の循環利用や「漁業法<sup>21</sup>」の運用・改正、国土交通省によるグリーンイ  
 275 ンフラ官民連携プラットフォームにおける取組や「グリーンインフラ推進戦略 2023」  
 276 （2023年9月）の策定などである。本戦略は、こうした関連施策と軌を一にしており、  
 277 一体的に進める。
- 278 ○ また、既存の補助金等においてネイチャーポジティブの要素を組み込むことも進めら  
 279 れている。例えば農林水産省では全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負  
 280 荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」の導入を進めている。
- 281 ○ 以下には、4. で描いた企業の価値創造プロセスに即して施策の方向性を示すととも  
 282 に、各プロセスの実現を後押しする具体的施策を掲げる。
- 283 ○ これらの施策の実施により、行政と民間（企業、金融機関・投資家、消費者等）の双  
 284 方の資金が自然資本へのネガティブな影響を削減しポジティブな影響を増やす方向に  
 285 投資されることで、社会全体としてのネイチャーポジティブを実現することが可能と  
 286 なる。

<sup>18</sup> 一般社団法人日本経済団体連合会、経団連自然保護協議会の調査（2022年度）によれば、「生物多様性に関する取組み（TNFDへの対応を含む）に際して、どのような課題があるか」との質問に対し、回答した企業会員の25%が「事業との関連性がわからない」と答えた。

<sup>19</sup> 実際には前述の通り、陸地では、都市部への人口集中、人口減少、高齢化等によるアンダーユース（過少利用）を主たる原因として自然の荒廃が進んでおり、これは資源自給、減災防災等の生活の基盤を揺るがす由々しき事態である。

<sup>20</sup> 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）

<sup>21</sup> 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）

287 ○ 本戦略で示した方向性に基づき、関係省庁間での緊密な連携の下、施策を強力に推進  
288 していく。

289

### 290 (1) リスク・機会の認識、リスクの特定・対応

#### 291 <施策の方向性>

- 292 ○ 企業が自社の事業活動と自然との接点・影響を把握できるよう支援する。特に、多く  
293 の産業において国内外のバリューチェーンを通じた自然への依存・影響が相当程度あ  
294 ることを踏まえ、バリューチェーン全体での自然資本との関係性の評価が可能となる  
295 よう、企業のニーズに応じて整備・支援を進める。
- 296 ○ 自然資本との関係性の評価を進める際、自身の取組評価のための指標・ツールを、自  
297 社の事業形態、目的等に合わせ、自社の環境負荷の度合いや努力量を適切に表現でき  
298 るなどの観点から戦略的に活用することが効果的である。生物の多様性そのものを計  
299 測せずとも、水、土壌、大気、森林など自然資本を構成する要素のうち事業活動と密  
300 接に関連するものについての質と量へのアプローチが可能であり、それらを測ること  
301 が可能となる指標<sup>22</sup>や、自然資本への影響量を包括的に測る指標<sup>23</sup>の活用を支援する。<sup>24</sup>
- 302 ○ 加えて、自然資本の価値はそれらが存在する地域に紐付いたものであることを踏まえ、  
303 地域単位での自然資本の価値評価方法の確立や、地方公共団体等においてそうした価  
304 値評価を活用するための施策を講じる。
- 305 ○ また、消費者の意識や行動の変容状況を適切に把握することにより、リスク対応のみ  
306 ならず機会創出の面からも取組価値の向上を図ることができるため、マーケットデー  
307 タの提供等を行う。
- 308 ○ さらに、取組を進めるための体制整備に関し、気候変動や人権などサステナビリティ  
309 に関し多くの課題が存在する中で、包括的・統合的かつ効率的な体制構築が可能とな  
310 るよう、気候変動緩和・適応や、資源循環等の環境価値や、防災・減災、地域経済の  
311 活性化、水・大気環境の保全、健康等の社会に関する価値とのシナジー（相乗効果）  
312 の最大化や、トレードオフの最小化に資するため、「自然を活用した解決策（NbS）<sup>25</sup>」  
313 の活用等の統合的アプローチを推進する。

314

#### 315 <具体的施策>

##### 316 (リスク認識・特定関連)

- 317 • TNFD 等に基づく自然関連財務情報開示の促進【環境省】
- 318 • 消費者の行動変容に関するマーケットにおける検証やネイチャーポジティブな消費行

<sup>22</sup> 自らの事業活動と密接に関連するものへの負荷量を測る指標（イニシャル指標）としては、水の消費に関する指標であるウォーターフットプリントや土地利用に関する指標であるランドフットプリントなどが挙げられる。

<sup>23</sup> 企業の事業活動による自然への影響量を包括的に計測する代表的な指標・ツールとしては、資源消費をベースにしたエコロジカルフットプリント、ライフサイクルでの評価が可能な LCIA (Life Cycle Impact Assessment：我が国における代表例は LIME) といったものが挙げられる。また、開発・採掘などによる自然への直接的な影響量や、バリューチェーンを通じた開発・採掘等の影響を評価する指標・ツールとしては、IUCN のレッドリストに基づく STAR 等が挙げられる。

<sup>24</sup> なお、各企業における自然に係る指標・ツールの活用や、目標設定、開示等の方法論等の実務については、環境省で作成している生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）、環境省が2023年度に実施した「ツール触ってみようの会」の資料・動画等が参考となる。

<sup>25</sup> Nature-based Solutions. 健全な自然生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図る取組。

- 319 動の促進策の検討【環境省】
- 320 • バリューチェーンにおける自然に関するリスク把握に関する業態別又は製品・サービス別での効率的・効果的な手法の国内外の優良事例調査【環境省】
- 321
- 322 • 原材料調達リスクの察知を可能とするため、OECM 等に関する諸外国の状況調査【環境省】
- 323
- 324 • 加工食品のライフサイクルにおけるカーボンフットプリントの算出実証【農林水産省】
- 325
- 326 (リスク対応関連)
- 327 • 自然関連データの活用や事例の共有などによる企業の目標設定支援【環境省】
- 328 • 調達先の選定や複線化に関する協業（サステナブル経営推進プラットフォーム（仮称）【環境省】
- 329
- 330 • 環境デュー・ディリジェンスに関する手引書等を踏まえた企業の実践の後押し【環境省】
- 331
- 332 • 部品・材料調達における再生材や木材などの再生可能資源等への代替の促進【環境省、農林水産省、経済産業省】
- 333
- 334 • 2023年4月のG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合において採択された「循環経済及び資源効率性原則（CEREP<sup>26</sup>）」等に基づく民間企業の循環経済移行に向けた対話・行動の促進【環境省、経済産業省】
- 335
- 336
- 337 • 海岸漂着物処理推進法等に基づく事業活動に伴う海洋ごみの発生抑制やマイクロプラスチックの使用・流出抑制の推進【環境省】
- 338
- 339 • 事業の実施に当たり適正な環境配慮が確保され、自然環境の保全に資するような、環境影響評価制度の推進【環境省】
- 340
- 341 • IoTを活用した連続温泉モニタリングの仕組みの構築等を通じた地域共生型地熱利活用の推進【環境省】
- 342
- 343 • 拡大する温泉利用に伴う資源枯渇や可燃性天然ガスによる災害等を防止するための調査等の推進【環境省】
- 344
- 345 • 水産業における持続性の確保【農林水産省】
- 346 • 外来種の非意図的な導入に伴い生じるバリューチェーンの事業リスク低減のため、外来種被害防止行動計画（2024年度見直し）に基づく外来種対策の促進【環境省】
- 347
- 348 • グリーンインフラ等の地域の自然を生かしたソリューション（Nature based Solution; NbS）による地域の経済発展や気候変動への適応と生態系維持に貢献する取組の推進【環境省、国土交通省、農林水産省】
- 349
- 350
- 351

## 352 (2) 機会の特定、創出

353 <施策の方向性>

- 354 ○ ネイチャーポジティブの実現に資する新たな産業創出を、ビジネスマッチングや技術

<sup>26</sup> Circular Economy and Resource Efficiency Principles. 循環経済及び資源効率性に関する民間企業の行動を促進するための国際的な行動指針。

355 開発支援等を通じて支援する。また、国内においては、自然資本に対する人間の働き  
 356 かけが縮小・撤退することによる自然資本への負の影響を踏まえ、伝統文化や地域  
 357 知・伝統知も活用しつつ田園等の地域の自然資本を持続可能な形で積極的に活用する  
 358 ことや、森林の適正な管理と森林資源を持続的に利用することにより、地域の社会課  
 359 題の解決とネイチャーポジティブの実現につなげる。

360 ○ 特に昆明・モントリオール生物多様性枠組に 2030 年ミッションの一つに位置づけられ  
 361 た「30by30」に貢献する自然共生サイトの取組を、企業や地域の価値向上にも資する  
 362 よう更に発展させていくため、劣化地の再生や生物多様性を育む場の創出といった取  
 363 組も促進対象に加えていく「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等  
 364 に関する法律案」や、間接的な支援を含め様々な形でネイチャーポジティブに資する  
 365 取組を推進するための支援証明書の構築を進める。

366

367 <具体的施策>

368 (分野共通：新産業の創出)

- 369 • スタートアップ企業等が持つネイチャーポジティブに資する技術の活用推進のための  
 370 マッチングや情報発信等の実施【環境省】
- 371 • 自然を毀損する有害物質の環境中への漏出防止等の管理の推進や、環境負荷の低い代  
 372 替物質の開発促進【環境省、経済産業省】
- 373 • ネイチャーポジティブとの間でシナジーを有する事業に対する補助金・交付金の採択  
 374 等におけるネイチャーポジティブに関する要件の追加等【農林水産省、環境省ほか】

375

376 (食糧・農林水産分野：食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立)

- 377 • 資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、加工・流通、消費に至るまでの環  
 378 境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区の創出支援【農林水  
 379 産省】
- 380 • 有機農業に地域ぐるみで取り組む産地（オーガニックビレッジ）の創出に取り組む市  
 381 町村への支援【農林水産省】
- 382 • 農産物の生産段階における温室効果ガス削減や生物多様性保全の取組による環境負荷  
 383 低減の「見える化」の推進【農林水産省】
- 384 • 水源涵養、災害防止等の森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林整備【農林水産  
 385 省】
- 386 • 生物多様性保全に資する森林管理の促進に向けた検討【農林水産省】
- 387 • 森林資源の循環利用を通じて、炭素貯留効果の最大化や生物多様性保全に資する企業  
 388 活動の顕彰【農林水産省】
- 389 • 炭素貯蔵効果が期待できる都市等における木材利用の促進【農林水産省】
- 390 • 持続可能な森林経営により生産された木材の利用促進に向けた環境整備【農林水産省】
- 391 • 農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践  
 392 を義務化する「クロスコンプライアンス」の導入【農林水産省】

- 393 • 農業分野の J-クレジット等のさらなる拡大を進めるための関係法制度の検証と、具体  
394 の方法論の追加に係る検討
- 395 • 森林由来の J-クレジットは炭素中立に加え生物多様性の保全や自然災害の防止に寄与  
396 することを踏まえ、そのさらなる創出・活用を促進【農林水産省】
- 397 • 協定締結等による国有林野における民間企業等の森林づくり活動の推進【農林水産省】
- 398 • JCM に基づく我が国の事業者による森林プロジェクトの推進のための環境整備【農林水  
399 産省】
- 400 • 特に ASEAN 地域での脱炭素を目的とした官民協議会の立ち上げによる具体のプロジェ  
401 クト形成と農業分野の JCM（パリ協定に基づく二国間削減メカニズム）案件の創出【環  
402 境省・農林水産省】
- 403
- 404 （建設・インフラ分野：社会資本整備や土地利用等における自然の機能活用のための取組）
- 405 • グリーンインフラに関する実用的な評価手法の構築や、グリーンインフラの市場にお  
406 ける経済価値への反映及び投資促進に向けた検討【国土交通省】
- 407 • 都市計画における自然的基盤の位置付けや、民間を含めた都市緑地の確保の推進及び  
408 都市緑地に関する評価制度の構築【国土交通省】
- 409 • グリーンインフラの計画・整備・維持管理等に関する技術開発及び地域への導入の推  
410 進【国土交通省】
- 411 • 技術開発を通じ、河川環境の保全・創出に資する多自然川づくりの取組を推進【国土  
412 交通省】
- 413 • 港湾工事等で発生する浚渫土砂等を有効活用したブルーインフラ（藻場・干潟等及び  
414 生物共生型港湾構造物）の保全・再生・創出【国土交通省】
- 415
- 416 （地域・金融分野：ネイチャーポジティブに向けた取組を地域における課題解決やビジネス  
417 の機会とする施策）
- 418 • 自然共生サイトの取組を更に発展させていくための地域における生物の多様性の増進  
419 のための活動の促進等に関する法律案や支援証明書の検討を通じた地域における企業  
420 の自然への貢献や環境価値の創出、事業における負荷削減の見える化の推進【環境省、  
421 農林水産省、国土交通省】
- 422 • 地域の自然の価値評価の生物多様性地域戦略等への位置づけ等を通じた、ネイチャー  
423 ポジティブ地域経営に資するビジネスモデル（身近な自然を活用したツーリズム含む）  
424 の創出【環境省】
- 425 • 国立公園における保護と利用の好循環の実現を含む、ネイチャーポジティブに貢献す  
426 るツーリズム（ネイチャーポジティブツーリズム）の推進【環境省】
- 427 • 温泉入浴と併せて周辺の自然、歴史・文化、食などの地域資源を積極的に楽しむ新し  
428 い温泉地の過ごし方である「新・湯治」の推進【環境省】
- 429 • 地域循環共生圏づくり支援（案件創出・人材派遣）【環境省】
- 430 • OECD の活用と良好な環境の創出の相互補完的な促進により、国民の Well-being や地域

- 431 の魅力度の向上、観光等、地域に具体的なメリットをもたらすモデルの構築【環境省】
- 432 • 地域の経済圏の特徴に応じた「地域循環モデル（循環経済産業の立地や広域的な資源
- 433 の循環ネットワーク）」の構築、地域における循環経済実現のためのガイダンスの作成
- 434 や専門人材の育成支援（P）【環境省、経済産業省】
- 435 • 自然共生サイトの取組を更に発展させていくための地域における生物の多様性の増進
- 436 のための活動の促進等に関する法律案に基づく企業によるネイチャーポジティブに資
- 437 する取組の価値評価の推進【環境省、農林水産省、国土交通省】
- 438 • 適切な栄養塩管理によるきれいで豊かな海づくり、湖沼の富栄養化等による水質悪化
- 439 への対応、水源の硝酸性窒素等による汚染の防止など、地域の環境保全に向けた適正
- 440 施肥や家畜ふん尿・下水汚泥資源の有効利用等の促進【環境省、農林水産省、国土交
- 441 通省】
- 442 • 森林吸収源の機能強化、生物多様性保全にも貢献する、「命を育むみなどのブルーイン
- 443 フラ拡大プロジェクト」をはじめとするブルーカーボン等の活用に関する取組の促進
- 444 【環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省】
- 445 • ブルーカーボン由来のカーボンクレジット制度「Jブルークレジット」の活用促進【国
- 446 土交通省】
- 447 • 多面的な機能を有する藻場・干潟等の保全・再生・創出と地域資源としての利活用と
- 448 の好循環の形成等を目的とした里海づくりの推進【環境省、農林水産省】
- 449 • 良好な河川環境の保全・創出に向けた取組を評価・支援するための仕組みづくりの推
- 450 進【国土交通省】
- 451 • 生物多様性保全に資するかわまちづくりの推進【国土交通省】
- 452 • カーボンフットプリント等を活用した製品、サービスの需要創出支援【環境省】
- 453 • 地域におけるネイチャーポジティブに資するグリーンファイナンス案件の創出【環境
- 454 省】
- 455 • 国内外の金融機関のネイチャーポジティブを巡る動向に関する情報提供【環境省】

456

### 457 (3) 開示・対話を通じた資金呼び込み、継続的な対話によるリスク・機会探索

458 <施策の方向性>

- 459 ○ ネイチャーポジティブに向けて先行的かつ積極的に取り組む企業を後押しする観点か
- 460 ら、企業による自然資本への影響・負荷の把握やその開示により、投資家、金融機関、
- 461 消費者、地域住民等のステークホルダーが企業のネイチャーポジティブに向けた取組
- 462 を評価することを可能とする。そのため、ネイチャーポジティブに資する取組の価値
- 463 認定を行う仕組みや、ファイナンスが促進される環境の整備を進める。
- 464 ○ その際、特に地域のステークホルダーとの対話、地域の価値向上への貢献は、事業の
- 465 持続的な事業展開の鍵であり、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略がコミ
- 466 ュニケーションツールとなる可能性があるため、同地域戦略の活用、質の向上に繋がる
- 467 ような事例創出支援等を行う。

468

## 469 &lt;具体的施策&gt;

- 470 • 自然の保全・活用に関するステークホルダーの地域内連携の仕組みづくり等の支援
- 471 **【環境省、農林水産省、国土交通省】**
- 472 • 自然共生サイトや支援証明書の検討を通じた地域における企業の自然への貢献や事業
- 473 における負荷削減の見える化の推進**【環境省、国土交通省】**（再掲）
- 474 • 地域における自然資本や生態系サービスを定量化し、自治体等と連携した地方創生や
- 475 地域課題解決へ活用する方策の推進**【環境省】**

476

477 **（４） 基盤環境整備**

478 （DX 関連）

## 479 &lt;施策の方向性&gt;

- 480 ○ DX の進展は、価値創造プロセスの全般にわたって鍵となる。例えば、リスクの認識・
- 481 特定に際しては場所に紐付いた分析に必要な一次情報データベースが必要であり、バ
- 482 リューチェーンの把握にはデジタル技術を用いたトレーサビリティの確保が有効であ
- 483 る。取組の効果の見える化のためには、モニタリング、シミュレーション等の技術が
- 484 効果を発揮し、特に地域レベル・生産現場レベルで効果的に取り組んでいくためには、
- 485 市民参加も含むきめ細かなデータ収集も必要である。さらに、代替技術の開発やスマ
- 486 ート農業等、各種事業領域におけるスマート化により、自然資本への負荷の軽減のみ
- 487 ならず、資源の制約や人口減少・高齢化等の課題にも対応することが可能である。
- 488 そこで、DX の進展に伴い効率的・効果的に行うことが可能となる取組に必要な資金・
- 489 資本が投じられるよう、基盤データや制度の整備を行う。
- 490 ○ ただし、DX の進展には、半導体の製造や AI 等の学習に伴う水の消費やデジタル技術
- 491 の使用に伴う電力消費等の環境負荷を伴うとの指摘がある。このため、DX の進展と並
- 492 行して、事業活動で消費する淡水資源よりも多くの水を供給する、いわゆる「ウォー
- 493 ターポジティブ」の概念の浸透や、再生可能エネルギー等の脱炭素電源の拡大等が必
- 494 要である。

495

## 496 &lt;具体的施策&gt;

- 497 • 企業の取組の効果の見える化にも資する、自然に関する国内のデータ基盤の整備や企
- 498 業の技術等の活用**【環境省】**
- 499 • 河川における動植物等の定期的な調査結果の効果的かつ効率的な活用を促進するた
- 500 めの情報基盤の整備を推進**【国土交通省】**
- 501 • リモートセンシングや AI 技術等を用いた自然関連情報等のデータ利活用ビジネスの推
- 502 進**【環境省、農林水産省】**
- 503 • 国土の自然関連情報やグリーンインフラに関するデータ基盤の整備や仮想空間(デジタ
- 504 ルツイン)の活用**【国土交通省】**

505

506 （研究開発・技術実証支援）

## 507 &lt;施策の方向性&gt;

- 508 ○ 科学的知見の充実も、価値創造プロセスの各段階で必要である。例えば、企業のリス  
509 ク分析に活用可能な指標・評価手法の開発の進展が、場所に紐付く一次情報の反映の  
510 正確さとユーザビリティとのバランスや、取組の効果を計測可能にするといった観点  
511 から進展する必要がある。また、それらの科学的知見が国際的に適切と評価され活用  
512 されるための国際標準化・ルールメイキングにも同時に取り組むことが重要である。
- 513 ○ また、自然資本への負荷を削減する代替技術の研究・開発も肝要である。さらに、地  
514 球規模生物多様性概況第5版（GBO5）において描写されているようにネイチャーポ  
515 ジティブに向けて必要な取組の中に気候変動対策や循環経済が入っていることに鑑み  
516 れば、これらの取組と自然資本の保全と回復のための取組とのシナジーやトレードオ  
517 フを明らかにするような研究は、企業による取組検討を容易にしたり、実施されるべ  
518 き取組の種類・量を明らかにしたりすることに資する。
- 519 ○ そこで、自然資本への負荷の把握、削減等に資する技術開発やネイチャーポジティブ  
520 経済への効果的な移行に資する研究を促進する。

521

## 522 &lt;具体的施策&gt;

- 523 • バイオテクノロジーや再生可能な生物資源等を利活用したバイオエコノミーの推進に  
524 向けた技術開発や新たなビジネス機会の創出【環境省、農林水産省、経済産業省、国  
525 土交通省】
- 526 • 代替素材の技術開発やリサイクルシステムの高度化等の循環経済の実現によるビジネ  
527 ス機会の創出【環境省、農林水産省、経済産業省】
- 528 • ネイチャーポジティブの観点からの土壌・水中を含む自然環境の評価手法、調査手法  
529 に関する社会実装の促進。【環境省、農林水産省】
- 530 • 「サステナブルなもの作り」から「社会システム/制度の設計」への応用を視野に入れ  
531 て、生物多様性サービスの恩恵の一種である「自然や生物に学ぶアプローチ（生物模  
532 倣：バイオミミクリー）」に係る研究や技術実証等を通じたイノベーションの促進【環  
533 境省】
- 534 • 再生可能エネルギー発電設備の導入に伴う気候変動対策とのトレードオフの回避・最  
535 小化について、個別事例の分析や科学技術イノベーション等を通じた課題解決の促進  
536 【環境省】
- 537 • 環境研究総合推進費等によりネイチャーポジティブ経済への効果的な移行に資する研  
538 究を推進【環境省】

539

540 （国際枠組みへの参画等）

## 541 &lt;施策の方向性&gt;

- 542 ○ 企業による取組が国際社会において適切な評価を受けることは、開示・対話等を通じ  
543 た資金の呼び込み等の観点から極めて重要である。例えば国際動向を含む経営環境の  
544 分析を可能とする情報ネットワーク（例：G7 ネイチャーポジティブ経済アライアン



545 ス)の活用により、リスクの検証・機会の探索を継続的に行いながら、国際潮流を踏  
 546 まえた取組を行うことが可能となる。また、自社の取組の国際発信によりプレゼンス  
 547 を高めることによる取組価値の向上と、国内外からフィードバックを得ることによる  
 548 取組の深化が可能である。さらに、官民のイニシアティブ（例：WBCSD（持続可能  
 549 な開発のための世界経済人会議）等）に参画し、各種フレームワーク等の策定に自ら  
 550 の実践実績を踏まえて貢献することで、影響力を発揮することも可能である。

551 ○ 国際枠組みへの参画等により、日本企業のプレゼンスを向上するとともに、2030年ネ  
 552 イチャーポジティブという国際目標の達成に資するよう、また先進的に取り組む日本  
 553 企業が国際社会で正当に評価され、経済成長にもつながるよう、ルールメイキングや  
 554 規格の策定に貢献する。

555 ○ また、サイエンス・ディプロマシー（外交のための科学）と産業競争力強化の観点か  
 556 ら、効果的・効率的に情報開示に資する、自然資本に関する国際的なデータネットワ  
 557 ークを形成しつつ、日本を含むアジア地域からの国際ルール形成に貢献する。

558

#### 559 <具体的施策>

560 • 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）  
 561 による「生物多様性及び自然の寄与に係るビジネスの影響と依存度に関する方法的  
 562 評価」を始めとする、科学的なアセスメント等への我が国の専門家の参加促進、及び  
 563 そのための支援等の実施【環境省】

564 • 自然に関する国際的なデータネットワークを形成しつつ、日本を含むアジア地域から  
 565 の国際ルール形成への貢献【環境省】

566 • 2023年4月のG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合において設立された「G7ネイ  
 567 チャーポジティブ経済アライアンス」（G7ANPE）等における情報発信（中小企業含む）、  
 568 ネイチャーポジティブ経済に関する知識の共有や情報ネットワークの構築【環境省】

569 • アジアモンsoon地域における自然条件等の特殊性を踏まえた強靱で持続可能な農業  
 570 及び食料システムの構築を目指す日・ASEANみどり協力プランの推進、営農等により保  
 571 たれる日本版OECDの国際発信【農林水産省、環境省】

572 • 生物多様性に関するISO規格策定への参画、新規提案を行う企業・業界団体等の支援  
 573 【環境省ほか】

574

575 （機運醸成、ネットワーク形成）

#### 576 <施策の方向性>

577 ○ 消費者、同業、他業種を含めた取組機運の醸成・維持は、リスク対応・機会創出を通  
 578 じた市場獲得のみならず、価値創造プロセスの実現を可能とする体制構築、ガバナン  
 579 ス等の観点からも重要である。例えばリスクへの対応、新規事業開発等に際しての協  
 580 業により企業間・人材間のネットワークが形成され、連帯した力の発揮やさらなる人  
 581 材育成に繋がることで継続的な取組が可能となる。

582 ○ そこで、ネイチャーポジティブに向けて積極的に取り組む企業が市場において評価さ

583 れ、更なる取組を進めていく好循環を創出するため、各種ネットワークを通じ、投資  
584 家、消費者、地域住民等の幅広いステークホルダーの行動変容を促し、需要の創出や、  
585 企業や商品への積極的な支持を集める仕組み作りを進める。

586 ○ 特に自然の分野は、例えば TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）と TNFD  
587 との賛同企業数の差にも表れている通り気候変動に比べて取り組んでいる者が少ない  
588 ため、既存の技術の活用・応用の余地も広く、異業種間の協業によるシナジー効果が  
589 発揮されやすいことから、協業先の探索のためのプラットフォームも運営する。

590

591 <具体的施策>

- 592 • J-GBF（2030 生物多様性枠組実現日本会議）行動計画の着実な実施、協業・連携促進  
593 【環境省、J-GBF 加盟省庁】
- 594 • J-GBF が呼びかけているネイチャーポジティブ宣言の登録拡大【環境省、J-GBF 加盟省  
595 庁】
- 596 • サステナブル経営推進プラットフォーム（仮称）を通じた企業間の互助・協業推進  
597 （中小企業含む）【環境省、再掲】
- 598 • あふの環（わ）2030 プロジェクトによる持続可能な生産消費の促進【農林水産省】
- 599 • グリーンインフラ官民連携プラットフォームにおける取組の深化【国土交通省】
- 600 • 流域のあらゆる関係者と連携した、自然環境が有する機能を活用した生態系ネットワ  
601 ークの形成等にも資する流域治水の推進【国土交通省】
- 602 • 「ウォーターポジティブ」の概念の浸透を通じた持続可能な水資源利用、水資源リス  
603 クへの対応に取り組む企業の情報開示促進にも資するネットワークの形成【環境省】
- 604 • 健全な水循環の維持又は回復に向けた流域マネジメント等の取組を推進するとともに、  
605 良好な水循環・水環境の保全・活用を推進するモデル事業等による水リスクへの対応  
606 の優良事例の構築・共有や、健全な水循環に資する取組を行う企業の評価等を推進  
607 【内閣官房、環境省】

608

609 **6. 今後の取組 ～自然と共生する世界の実現に向けて～**

610

611 **(1) 今後の課題**

612 ○ 本戦略は、2030年を目標年度とする生物多様性国家戦略 2022-2030 の基本戦略3「ネ  
613 イチャーポジティブ経済の実現」をビジネスの観点から具体化したものであり、すな  
614 わち 2030年を目標年として策定したものである。昆明・モントリオール生物多様性枠  
615 組における 2050年のゴールは「自然と共生する世界」であり、成果の進捗を見つつ、  
616 施策の更なる深掘りが必要となる可能性がある。

617 ○ 本戦略の策定に当たって議論を行ってきたネイチャーポジティブ経済研究会において  
618 は、そうした観点も踏まえ様々な議論がなされた。そうした議論のうち、現時点では  
619 方向性が定められないものの、国際的な動静も踏まえつつ今後検討を続けていくべき  
620 ものについて、以下のとおり挙げる。今後、環境省を中心とした関係省庁において、  
621 その実施の是非を含め中期的に検討を進めていく。

622

623 ① 自然資本・生物多様性に関するクレジット、オフセット等の経済的手法について  
624 自然資本や生物多様性に関するクレジットやオフセットについて、国外において採  
625 掘された資源を扱う業種を中心に実現要望がある。クレジットについては、企業が  
626 自然資本を回復させる（正の効果を生み出す）という目標を立てた場合に活用され  
627 る可能性がある。オフセットについては民主導のグローバル基準である BBOP<sup>27</sup>スタ  
628 ンダードが 2012年に公表されているほか、クレジットについては近年ではイギリ  
629 スとフランスが国際パネル<sup>28</sup>を立ち上げており、意見募集などを通じ日本も参画し  
630 ている。こうした動きも踏まえ、日本の生態系の特異性（狭小な土地に多様な生態  
631 系を抱えていること、陸域においては概してオーバーユース（過剰利用）よりもアン  
632 ダーユース（過少利用）が問題と分析されていること<sup>29</sup>）に留意しつつ、日本に  
633 おけるクレジット制度又はオフセット制度の在り方を検討するとともに、並行して、  
634 国外の又はグローバルなオフセット等の仕組みを、希望する日本企業が適切に活用  
635 できるよう、オフセットやクレジットに係るリテラシー<sup>30</sup>を高める必要がある。

636

637 ② 公共調達・公共事業等における自然資本の価値評価の活用  
638 自然資本への負荷の低い商品・サービスの普及拡大を後押しするため、公共調達・  
639 公共事業等において自然資本の価値評価を活用することが考えられる。既に自然資  
640 本の価値評価が含まれているものとして各種認証品があり、これらの認証品の公共  
641 調達における活用を検討することは効果的である。一方で生産現場の最上流まで遡  
642 って厳格に審査する必要性等から、認証費用が高く、商品・サービス自体も高価と

<sup>27</sup> Business and Biodiversity Offset Programme

<sup>28</sup> International Advisory Panel on Biodiversity Credits

<sup>29</sup> 生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021(JBO3)、2021年、生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会)

<sup>30</sup> 生態系は二酸化炭素等と異なり互換性や不可逆性の観点から真の相殺というものはあり得ないこと、オフセットについては、BBOPスタンダードにも掲げられているミティゲーション・ヒエラルキーの考え方、すなわち事業活動による負荷を可能な限り低減した上でそれでもなお残る負荷に関する影響相殺に限るべきであること、等である。

643 なってしまうケースがあり、公共調達等での勘案が可能となったとしても、市場へ  
 644 の普及にはハードルがある。バリューチェーンの最上流に遡ってその自然資本への  
 645 負荷や地域社会に及ぼす影響を把握するために必要なコストは、本来必要なコスト  
 646 であり、効果の見える化、情報開示の推進等によるバリューチェーンの各主体の行  
 647 動変容等を通じ、商品・サービスの価格への内部化を目指す必要がある。一方、ト  
 648 レーサビリティの確保やモニタリング技術の向上と組み合わせ、自然資本の価値  
 649 評価の効率的な組み込みが可能となると考えられる。

650

651 ③ 国土利用や土地利用における自然の保全、復元、再生に関するランドデザイン  
 652 「第六次国土利用計画<sup>31</sup>」では、人口減少等による国土の管理水準の悪化による、  
 653 国土の保全、水源涵養、生物多様性の確保等の機能の低下への懸念が呈されている。  
 654 同計画には国土利用の基本方針として「地域全体の利益を実現する最適な国土利  
 655 用・管理」、「健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理」等が掲げられて  
 656 いる。これらが同時実現するような国土利用の在り方について議論を深めることで、  
 657 日本の自然資本の持続的な利用や保全に関する企業の予見可能性がより高まると考  
 658 えられる。

659

## 660 (2) 施策の深化

661 ○ 本戦略は、生物多様性国家戦略の基本戦略3の具体化であり、全体としてのネイチャ  
 662 ーポジティブの実現に向けた進捗確認<sup>32</sup>は、生物多様性国家戦略のフォローアップの中、  
 663 すなわち本戦略の策定主体以外の省庁も含む生物多様性国家戦略全体に関する関係省  
 664 庁の連携の場である「生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議」を通じて行う。  
 665 ○ 一方で、本分野に関しては、国内外における動勢の変化が激しく、関係施策も幅広く  
 666 進展しているため、環境省を中心に、関係省庁と緊密に連携した上で、随時、施策の  
 667 更なる具体化・ブラッシュアップや、追加的な施策の検討・深掘りを積極的に進める。  
 668 ○ なお、「ネイチャーポジティブ経済研究会」やその下に設けたコアメンバー会議の一部  
 669 委員から、土地利用、情報開示等に関する「適切な規制」の必要性が挙げられた。並  
 670 行して行ったアンケート調査においても、国に期待することとして、約半数が「適切  
 671 な規制」を挙げている<sup>33</sup>。自然の分野に関しては特に COP10<sup>34</sup>以来、官民や民間の様々

<sup>31</sup> 2023年7月閣議決定

<sup>32</sup> 参考：生物多様性国家戦略2023-2030における行動目標

### 【行動目標】

3-1 企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する

3-2 生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める

3-3 遺伝資源の利用に伴うABSを実施する

3-4 みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

<sup>33</sup> 環境省が令和5年度に実施した生物多様性認知度調査によれば、「生物多様性保全のために国の施策に期待することはあるか」との質問に対し、回答者の49.8%が「適切な規制」と答えた。

<sup>34</sup> 2010年名古屋で開催

672 なイニシアティブ等を基盤として、企業の自主的取組が進められてきている<sup>35</sup>。これら  
673 いわゆるアーリーアダプターとして先進的に取り組む企業が報われること、また日本  
674 全体としてネイチャーポジティブに資する取組を通じた国際競争力の維持・向上が肝  
675 要である。トランジションマネジメント<sup>36</sup>の考え方に則り、アーリーアダプター（初期  
676 少数採用者）をアーリーマジョリティ（初期多数採用者）へと拡大するための施策を  
677 展開しつつ、施策の進捗による効果を見極め、必要に応じて適切な規制を含め施策の  
678 深化を図る。

679

680

681

(以上)

---

<sup>35</sup> TNFD アーリーアダプターとして早期の情報開示を約束した日本企業（2024年1月公表）が世界第1位の80社に上ることが、その証左の一つである。

<sup>36</sup> 持続可能な社会に向けて、ステークホルダーの合意形成を模索するのではなく、持続可能な社会に貢献する技術ニッチを特定し、それらを現場で小規模に試行することで、技術ニッチと従来の社会経済構造を対峙させることで矛盾を明らかにし、ステークホルダーを支配する社会経済構造に再帰性（意識・行動を先駆的に変容させたステークホルダーの刺激で社会経済構造が変化しやすくなった状態）をもたらし、最終的に、技術ニッチが「あたりまえ」になる持続可能な社会へと導く、という考え方。（明治大学松浦正浩専任教授ウェブサイトより <https://www.mmatsuura.com/research/transition/>）